

G1-2023

# 一般論文

## 試験問題

### 注意事項

1. 解答時間は**1時間**です。
2. 答案用紙の記入について
  - (ア) 答案用紙は1枚(両面)です。
  - (イ) 答案は濃くはっきり書き、書き損じた場合は、解答の内容がはっきり分かるように訂正してください。
  - (ウ) 表側の各欄にそれぞれ必要事項を記入してください。
  - (エ) 試験の公正を害するおそれがありますので、答案用紙の切取線より下の部分に氏名その他解答と関係のない事項を記載しないでください。
3. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。
4. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。
5. 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏名
--------	-------	------	----

**指示があるまで中を開いてはいけません。**

我が国においては、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であるとされ、茶道や食文化などの生活文化も含め、その保護に向けた機運が高まってきている。

文化財保護法については、平成30年に、地域における文化財の総合的な保存・活用や、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直しなどを内容とする改正が行われ、また、令和3年に、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るなどの改正が行われた。

このような状況に関して、以下の資料①、②、③を参考にしながら、次の(1)、(2)の問いに答えなさい。

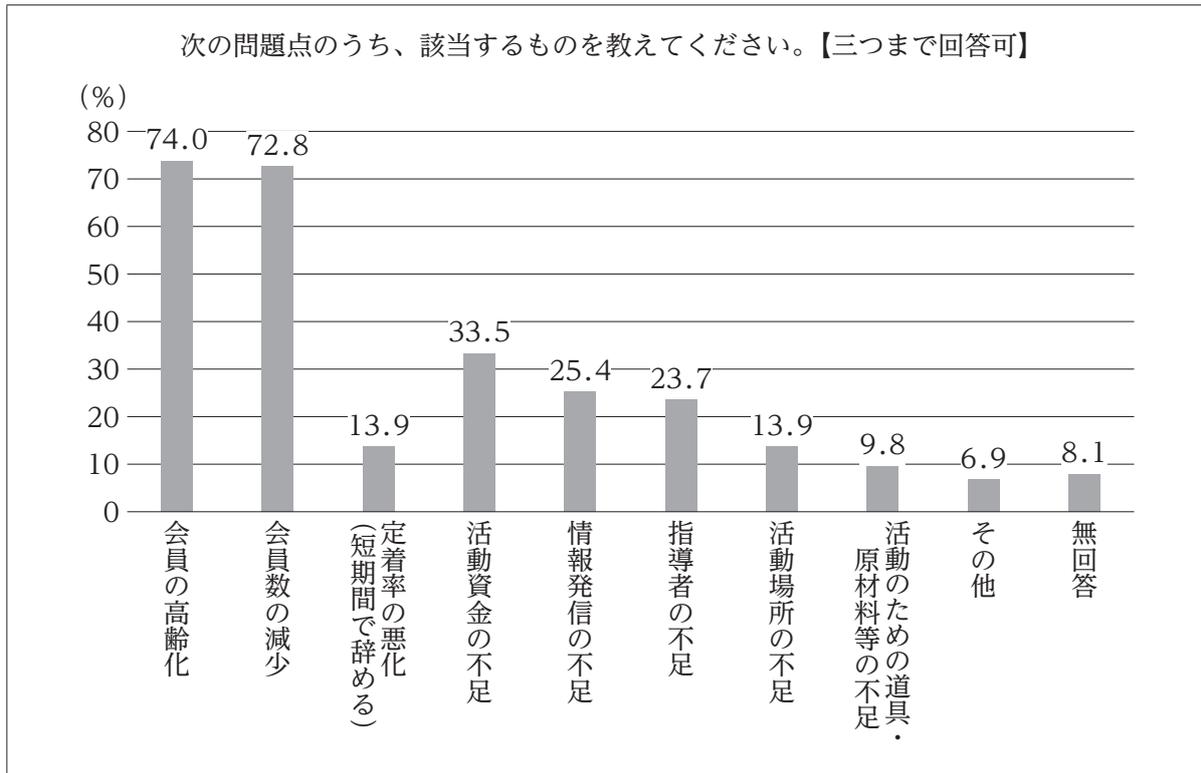
- (1) 我が国が文化財の保護を推進する意義について、あなたの考えを述べなさい。
- (2) 我が国が文化財の保護を推進する際の課題及びそれを解決するために国として行うべき取組について、あなたの考えを具体的に述べなさい。

資料① 文化財保護法における「文化財」の種類とその対象となるもの

有形文化財	・ 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産 ・ 考古資料及びその他の歴史資料
無形文化財	・ 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産
民俗文化財	・ 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件
記念物	・ 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡 ・ 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地 ・ 動物、植物、地質鉱物
文化的景観	・ 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地
伝統的建造物群	・ 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群

(出典) 文化財保護法を基に作成

資料② 生活文化等に係る団体\*のアンケート調査結果



\* 文化芸術基本法第3章第12条に「生活文化」として例示されている「華道・茶道・書道・食文化」をはじめ、煎茶、香道、着物、盆栽等の専ら生活文化の振興を行う団体等

(出典) 文化庁「平成29年度生活文化等実態把握調査事業報告書」を基に作成

資料③ 文化財多言語解説整備事業の概要

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、文化財の解説文の表記が不十分であり、魅力が伝わらないといった課題が指摘されることもあります。文化庁では、文化財の価値や魅力、歴史的な経緯など、日本文化への十分な知識のない方でも理解できるように、日本語以外の多言語で分かりやすい解説を整備する事業として、「文化財多言語解説整備事業」を実施しています。多言語解説として、現地における看板やデジタルサイネージに加えて、QRコードやアプリ、VR・ARなどを組み合わせた媒体の整備を積極的に支援しており、これにより訪日外国人旅行者数の増加及び訪日外国人旅行者が地域を訪れた際の地域での体験滞在の満足度の向上を目指すものです。

これまで平成30年度から令和2年度までの3年間で124箇所を整備済みであり、令和3年度末までには175箇所となる予定です。

(出典) 文化庁「文化庁広報誌 ふんかる」(2021年11月11日)を基に作成